

総務委員会報告資料

令和5年6月26日

報告事項件名	頁
1 竹の塚地区における客引きの現状について	2

(危機管理部)

総務委員会報告資料

令和5年6月26日

件名	竹の塚地区における客引きの現状について
所管部課名	危機管理部危機管理課 犯罪抑止担当課
内容	<p>足立区客引き行為等の防止に関する条例施行前、施行後の竹の塚地区における客引き等の状況について、次のとおり報告する。</p> <p>1 客引き条例制定に至った経緯</p> <p>(1) 竹の塚地区においてアンケートを実施したところ、体感治安に満足していない要因として客引き行為があったこと</p> <p>(2) 区民の方から、区内主要駅において客引き行為等が見受けられるため、対策を講じてほしいとの要望があったこと</p> <p>(3) 特に竹ノ塚駅直近の赤山街道では、多数の客引きと思われる者が路上に立っており、通行の妨げや通行人の不安に繋がっている状況であったこと</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>上記経緯などから、竹の塚エリアを中心とした区内の体感治安向上のため、令和5年4月1日「足立区客引き行為等の防止に関する条例」を施行。</p> <p>2 客引き条例の概要</p> <p>(1) 違反行為</p> <p>①客引き行為 ②勧誘行為 ③客待ち・勧誘待ち行為 ④受け入れ行為 ⑤ピンクちらしの配布行為</p> <p>(2) 条例制定での区の権限</p> <p>①指導 ②警告 ③公表、過料</p> <p>(3) 重点地区</p> <p>【竹ノ塚駅周辺】 竹の塚一丁目、竹の塚六丁目、西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目</p> <p>【北千住駅周辺】 千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住旭町</p> <p>【綾瀬駅周辺】 綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目</p> <p>(4) 警戒員、警戒日時等</p> <p>①委託警備員 3名 365日、午後6時～午前0時 ②警察官OB 2名 火曜日から土曜日、午後6時～午後11時</p> <p>※ 竹の塚エリアにおいて5名で重点警戒</p>

3 客引き条例施行前の実態調査結果

(1) 調査期間（警備会社へ調査委託）
令和5年3月5日～18日

(2) 客引き人数等（最大時）

店舗区分	客引き人数
居酒屋	1名
キャバクラ	22名
ガールズバー	24名
カラオケ	2名
アロママッサージ	4名
計	53名

※1 男性約33名、女性約20名

※2 1時間あたりの客引き人数は平均30名

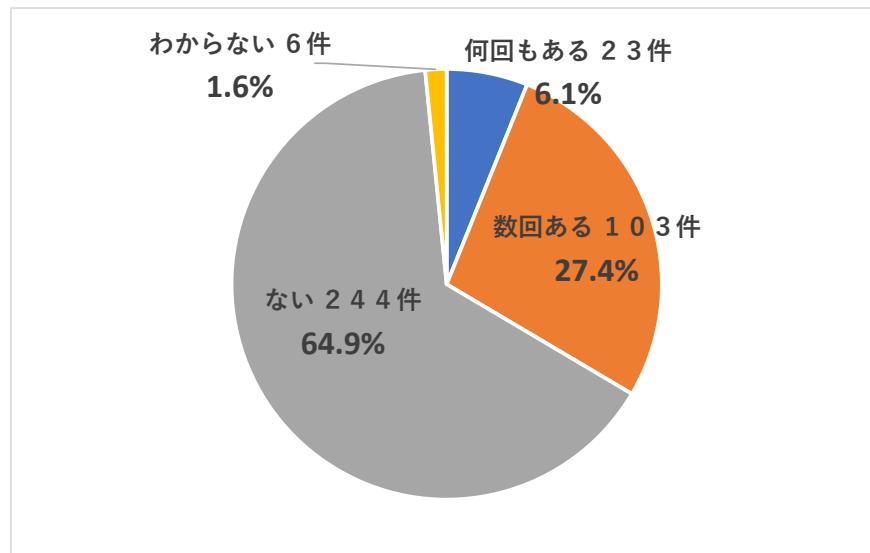
(3) 店舗周辺の状況

ア 赤山街道沿いの一部店舗では、敷地内に椅子を設置して、外でたむろしている

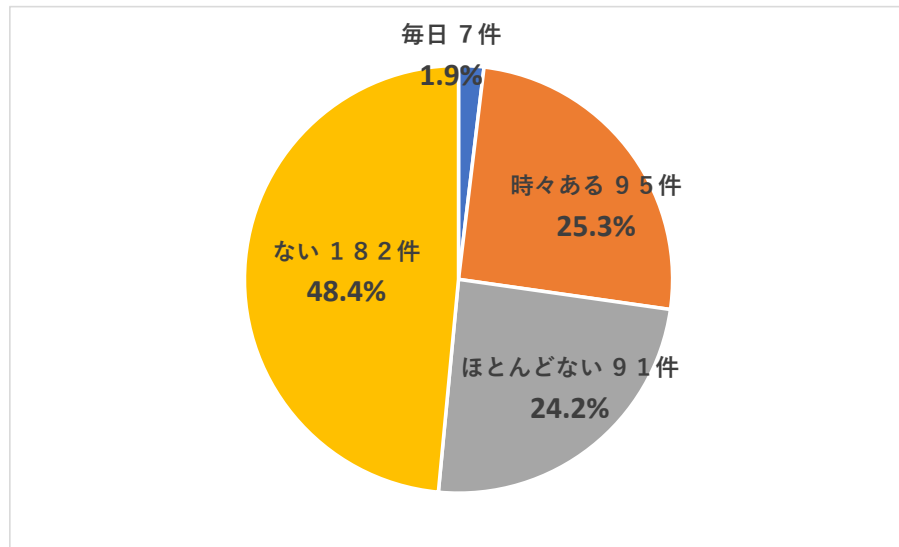
イ 竹ノ塚駅付近では、ティッシュ配りの女性達が立っている

(4) アンケート結果（回答数376件、竹ノ塚駅改札前周辺で調査）

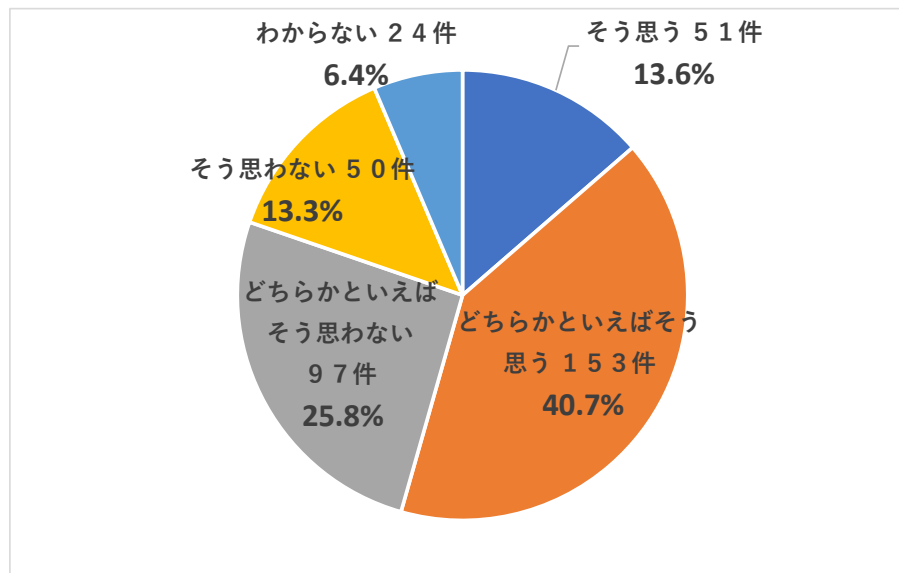
【質問1】竹ノ塚駅周辺で客引き行為等に遭ったことがあるか



【質問2】客引きがいて通行しづらい経験があるか

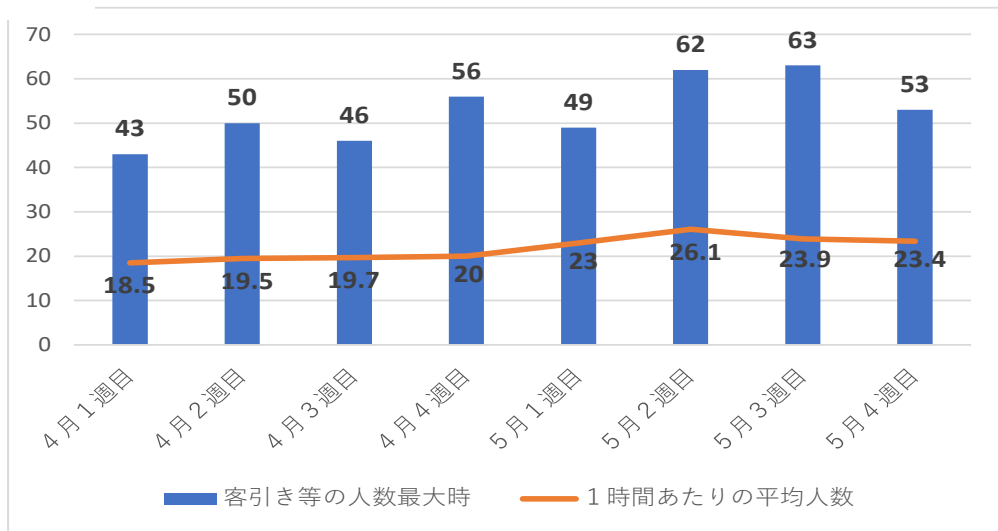


【質問3】竹ノ塚駅周辺は、治安がよいまちだと思うか

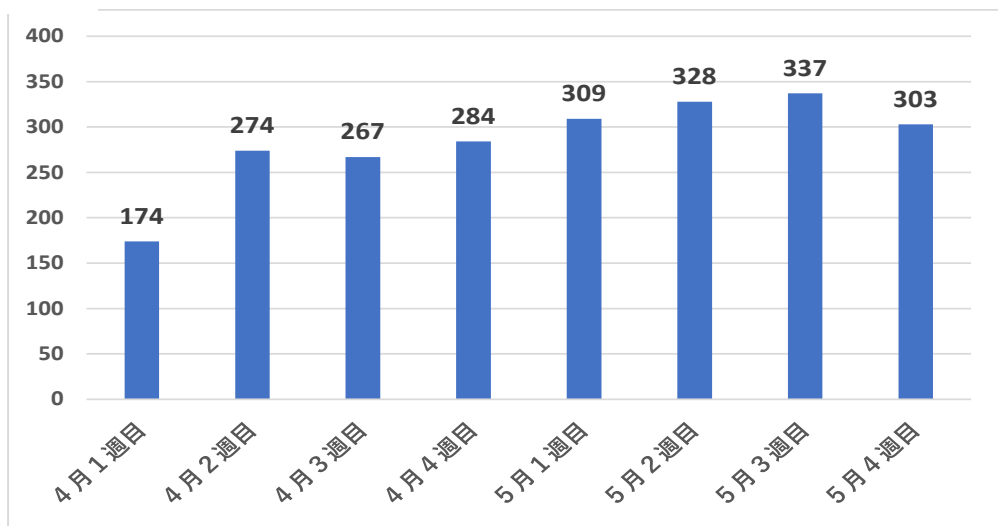


4 客引き条例施行後の実態

(1) 客引き等の人数



(2) 取扱い件数（注意喚起件数）



※ 指導、警告に至る違反行為がなかったため、条例に関する啓発等を実施

(3) 現状

ア 竹ノ塚駅東口ロータリーから赤山街道（五差路を含む）までのエリアを中心に警戒を実施

イ 指導員や警備員と客引き（と思われる者）間でトラブルは無し

ウ 区民から指導員等に対して「通行しやすくなった、ありがとう」との感謝や激励の声も多い

5 今後の方針

- (1) 竹の塚地区を管轄する竹の塚警察署と連携していく
- (2) 客引き等に対する積極的な声かけを実施していく
- (3) 課題等を把握し、各所管と連携し対策を行っていく